うち国際規格ＩＳＯ一三二八（円筒歯車―ＩＳＯ方式による精度）で定める精度が三級以上のものを仕上げ加工することができるもの若しくはその部分品、附属品若しくは制御装置又はこれらの設計、製造若しくは使用に係る技術を内容とする情報が記載され、若しくは記録された文書、図画若しくは記録媒体

四十二　原子周波数標準器であって、次のいずれかに該当するもの又はその設計、製造若しくは使用に係る技術を内容とする情報が記載され、若しくは記録された文書、図画若しくは記録媒体

イ　宇宙用に設計したもの

ロ　ルビジウムを用いていないものであって、三〇日間連続して発振したときの安定度が一、〇〇〇億分の一未満のもの

ハ　宇宙用に設計していないものであって、次の（一）から（三）までのすべてに該当するもの

（一）ルビジウムを用いたもの

（二）三〇日間連続して発振したときの安定度が一、〇〇〇億分の一未満のもの

（三）消費電力が一ワット未満のもの

四十三　無線通信傍受装置若しくは通信妨害装置若しくはこれらの作動を監視する装置であって、次のいずれかに該当するもの若しくはこれらの部分品又はこれらの設計、製造若しくは使用に係る技術を内容とする情報が記載され、記録された文書、図画若しくは記録媒体（第四号に掲げるものを除く。）

イ　無線通信により送信される音声又はデータを抽出するように設計された無線通信傍受装置

ロ　無線通信により送信される移動体通信機器又は加入者を特定するために必要な識別情報、制御信号、他のメタデータを抽出するように設計された無線通信傍受装置

四十四　音波を利用した水中探知装置であって、次のイからニまでのいずれかに該当するもの又はその設計、製造若しくは使用に係る技術（ホに掲げるものを含む。）を内容とする情報が記載され、若しくは記録された文書、図画若しくは記録媒体

イ　水中探知装置であって、次のいずれかに該当するもの

（一）送信周波数が五キロヘルツ未満のもの又は動作周波数が五キロヘルツ以上一〇キロヘルツ未満であって、音圧レベルが二二四デシベルを超えるもの

（二）動作周波数が一〇キロヘルツ以上二四キロヘルツ以下であって、音圧レベルが二二四デシベルを超えるもの

（三）動作周波数が二四キロヘルツ超三〇キロヘルツ未満であって、音圧レベルが二三五デシベルを超えるもの

（四）動作周波数が一〇〇キロヘルツ未満であって、ビーム幅が一度未満の音響ビームを成形することができるもの

（五）計測距離が五、一二〇メートルを超えるように設計したもの

（六）一、〇〇〇メートルを超える水深で使用することができるように設計したものであって、次のいずれかに該当するもの

1　水圧を補正することができる送受波器を有するもの

2　チタン酸ジルコン酸鉛からなる送受信用素子以外の送受信用素子を組み込んだ送受波器を有するもの

ロ　水中において活動する人の位置を自動的に探知するために設計したソナーであって、次の（一）から（三）までのすべてに該当するもののうち、音響アレーの送受信のために設計されたもの